令和９・１０年度
一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
（測量・建設コンサルタント等業務）作成の手引き

本州四国連絡高速道路株式会社

目　次

第１　競争参加資格審査について 1

第２　登録申請の手順

１．登録申請前の確認 2

２．受付の種類及び申請方法 2

３．資格審査 6

４．資格認定 11

第３　申請書及び作成の方法

１．提出書類 12

２．提出書類の記載要領

（１）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書［様式１］ 13

（２）実績・有資格者調書［様式２－１］ 17

（３）「8.その他の調査・設計」の希望する業務の内容［様式２－２］ 21

（４）23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門［様式３］ 21

（５）営業所一覧表［様式４］ 23

（６）技術者経歴書［様式５］ 24

（７）登記事項証明書の写し 24

（８）営業上必要な登録証明書の写し 24

（９）財務諸表類 25

（10）納税証明書 25

（11）委任状 27

（12）外国事業者が申請する場合の提出書類等 27

第４．変更事項の届出方法等

１．申請事項の変更等の届出 28

２．変更届の提出先及び提出方法 29

第１　競争参加資格審査について

●資格審査の概要

本州四国連絡高速道路株式会社（以下「当社」という。）の資格審査は、当社が発注する調査、設計、測量等の競争入札に参加するために必要な資格を定め、発注する業務の内容に応じた資格を持つ者による公正な入札の執行を確保し、業務の円滑な遂行を図ることを目的として行っています。

当社が発注する業務の競争入札に参加するためには、あらかじめ「令和９・10 年度競争参加資格審査」の申請を行ったうえで有資格者認定を受け、有資格者名簿へ登録されていることが必要です。

●申請から登録までの流れ

①申請（以下ａ・ｂいずれかの方法による）

ａ）インターネット一元受付方式（定期受付のみ）

ｂ）文書郵送方式（定期受付及び随時受付）

②当社において審査

③有資格者名簿へ登録

④有資格者公表名簿の当社ホームページ掲載

※申請に係る具体の手順については、次ページ以降の「第２　登録申請の手順」をご確認ください。

※当社では、競争参加資格認定通知書を発行していません。認定結果及び認定内容については、令和９年４月１日以降に当社ホームページ（以下参照）に掲載される「調査等有資格者公表名簿」にてご確認ください。

当社HP（資格審査）
https://www.jb-honshi.co.jp/corp_index/keiyaku/shinsa/

第２　登録申請の手順

１．登録申請前の確認

次の欠格要件に該当する方は、資格審査申請書を提出できません。

〈欠格要件〉

① 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結に必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者

② 過去２年以内において次のイからチまでのーに該当したと認められる者

イ 契約の履行に当たり、故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ 監督又は検査の実施に当たり、当社社員の職務の執行を妨げた者

ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

ヘ 当社に提出した書類に虚偽の記載をした者

ト その他当社に著しい損害を与えた者

チ イからトまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者

③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

⑤ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）若しくは添付書類又はインターネット受付にかかる申請用データの中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

⑥ 営業に関し法律上必要な資格を有しない者

２．受付の種類及び申請方法

資格審査は、２年に１回定期受付を行いますが、定期受付の終了後、新たに登録を希望する方に対しては、随時受付を行います。また、申請方法は、インターネット一元受付方式（定期受付のみ）及び文書郵送方式の２種類があります。

（1）定期受付	競争参加資格有効期間の初日に認定するために、一定の期間を設け、その期間中に「インターネット一元受付方式」により申請を受け付けるもの。ただし、インターネット一元受付に対応していない申請に限り、「文書郵送方式」により申請を受け付けます（持参不可）。認定日は、令和９年４月１日です。
（2）随時受付	定期受付終了後、随時「文書郵送方式」により申請書類を受け付けるもの。インターネット一元受付方式による申請はできません。認定日は、令和９年５月上旬以降です。

（１）定期受付（２年に１回実施）

定期受付による申請は、原則として**「インターネット一元受付方式」**によるものとします。インターネット方式で対応していない申請に限り、文書郵送方式による申請を受け付けます。資格の有効期間は令和９年４月１日～令和 11 年３月 31 日です。

① インターネット一元受付方式による申請

インターネット一元受付は、インターネット上で、一元受付参加機関（計 ２３機関）に対して、原則として１つのデータで全ての機関に対する申請を行える方法です。各機関ごとに申請書を複数作成する必要がなく、また、申請受付期間内かつ申請データの確定前であれば、何度でも申請データの削除、再申請ができます。

インターネット一元受付による申請方法・申請に必要な書類等、詳細については、国土交通省ホームページに掲載されている「インターネット一元受付に関する申請書作成の手引き」をご確認ください。

○インターネット受付専用ホームページ URL
（開設期間：令和８年 11 月２日（月）～令和９年１月 15 日（金））
https://www.pqrc.mlit.go.jp

○インターネット一元受付に関する申請書作成の手引き（国土交通省ＨＰ）
https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

令和９・10 年度インターネット一元受付の受付期間

パスワード発行申請受付	令和８年 11 月２日(月)～令和８年 12 月 28 日(月)
添付書類等の郵送	令和８年 11 月２日(月)～令和８年 12 月 28 日(月)
申請書データの作成	令和８年 11 月２日(月)～令和９年１月 15 日(金)
申請書データの受付	令和８年 12 月１日(火)～令和９年１月 15 日(金)
ヘルプデスク開設期間	令和８年 11 月２日(月)～令和９年１月 15 日(金)

※パスワード発行申請を行わなければ、インターネット方式による申請を行うことができません。必ずパスワード発行申請を受付期間内（令和８年 12 月 28 日まで）に終えてください。

② 文書郵送方式による申請（定期受付）

定期受付における文書郵送方式は、インターネット一元受付方式では対応していない申請（以下のいずれかに該当する場合）に限り、申請を受け付けます。上記に該当しない文書郵送方式は受け付けません。

※インターネット一元受付方式では対応していない申請

- 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合
- 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合

文書郵送方式の受付期間	令和８年 12 月１日(火)～令和９年１月 15 日(金) ※「インターネット一元受付方式では対応していない申請」のいずれかに該当するもののみ受け付けます。書類に不備がなくても、上記の要件を満たさない申請は全て下記（２）の随時受付として取り扱います。 ※令和９年１月 15 日（金）までの消印があり、書類に不備のないものが有効となります。令和９年１月 16 日以降の消印の書類は全て下記（2）の随時受付として取り扱います。
申請書の様式	以下の URL（当社 HP）よりダウンロードしてください。 https://www.jb-honshi.co.jp/corp_index/keiyaku/shinsa/
提出書類	第３「申請書及び作成の方法」（12 ページ以降）をご確認ください。
郵送方法	正１部を郵送（書留郵便等）により提出してください。 ※封筒表面に朱書きで「資格審査申請書類在中」と明記してください。 ※申請書を受領した旨の返信は行いません。返信用封筒・葉書等が同封されていた場合でも、返信・返却はできませんので、あらかじめご了承ください。 ※申請書類一式の写しを保管しておいてください。

〇提出（郵送）先

〒651－0088　兵庫県神戸市中央区小野柄通４－１－２２

本州四国連絡高速道路株式会社　経理部契約課

TEL　078－291－1035（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）

FAX　078－291－0026

（２）随時受付（定期受付終了後（令和９年１月18日（月）以降））

随時受付とは、定期受付期間終了後に受付を開始し、随時（原則毎月１回）に認定手続きを実施することをいいます。随時受付は「文書郵送方式」でのみ受け付けています（インターネット一元受付方式は利用できません。）。

資格の有効期間は認定日～令和 11 年３月 31 日です。

文書郵送方式の受付期間	令和９年１月 18 日(月)～令和 10 年 12 月 28 日(木) ※令和 10 年 12 月 28 日（木）までの消印があり、かつ、書類に不備のないものが有効となります。 ※随時受付は、令和 11 年１月が最終認定となりますが、受付終了日以降、広告中案件に参加するために競争参加資格の認定が必要な方は、上記提出先まで連絡をお願いします。（参加希望の案件名を確認させていただきます。）
申請書の様式	以下の URL（当社 HP）よりダウンロードしてください。 https://www.jb-honshi.co.jp/corp_index/keiyaku/shinsa/
提出書類	第３「申請書及び作成の方法」（12 ページ以降）をご確認ください。
郵送方法	正１部を郵送（書留郵便等）により提出してください。 ※封筒表面に朱書きで「資格審査申請書類在中」と明記してください。 ※申請書を受領した旨の返信は行いません。返信用封筒・葉書等が同封されていた場合でも、返信・返却はできませんので、あらかじめご了承ください。 ※申請書類一式の写しを保管しておいてください。
提出（郵送）先	（１）②に同じ。

※合併、営業譲渡、会社分割、民事再生、会社更生に伴う再申請等についても随時受付を行っておりますので上記の提出先までご相談ください。

随時受付においては、審査・認定に一定の期間（４５日程度）を要します。直近の入札等に参加するために資格認定を受けようとする場合、資格審査申請書類提出のタイミングによっては、希望する入札等に参加できない場合がありますので、この場合、資格審査申請書類提出と同時に当社経理部契約課まで速やかにご連絡ください。（参加希望の入札件名を確認させていただきます。）

（３）申請にあたっての注意事項

① 申請は、インターネット方式（定期受付時のみ）又は文書郵送方式のいずれか１つの方法により行い、同一会社において重複申請の無いよう注意してください。重複申請があった場合には、インターネット方式が全てにおいて優先されます。また、当社で悪質な重複申請と判断した場合、資格認定を行わないことがあります。

② 申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、資格の認定後発覚した場合には、認定が取り消されることがあります。

③ 一度申請した資格審査書類は、修正することはできません。申請の際には、内容を十分に確認したうえで申請してください。（インターネット方式のみ、期間内（令和９年１月１５日（金）まで）の一定の条件のもと、例外的に認められています。）

④ 資格認定の取り下げについては、申請者の方の自由です。ただし、資格の有効期間内にも関わらず認定を受けた資格について取り下げた場合、同一有効期間内は当該資格について再度の申請をすることはできません。
また、申請書類を一度提出した場合、資格認定を受ける以前であっても、当該申請を取り下げた場合については、認定後と同様に当該有効期間内での再度の申請をすることは認められませんので、ご注意ください。

⑤ 申請書類の受付確認等のための書類の返送は行いません。返信用封筒、葉書等が同封されている場合は破棄いたしますので、あらかじめご了承ください。
また、申請書類の送達に関するお問い合わせには応じかねますので、送達の確認が必要な場合は、書留、レターパック等追跡可能な郵便を利用してください。

（４）申請書類の取扱い

当社は、競争参加資格申請により知り得た情報（個人情報を含む。）を競争参加資格の審査以外の目的には利用いたしません。

３．資格審査

資格審査申請書類が提出されると、これに基づいて資格審査が行われます。この資格審査の結果、資格を有すると認定された方が「有資格者名簿」に登録されることになります。以下に資格審査の概要を説明します。

①欠格要件（2 ページ参照）に該当しないことを調査します。
②希望する業種ごとに年間平均実績高、自己資本額、有資格者数、営業年数の審査を行い、点数を算出します。
③それらの点数を合算した総合点数に基づき、順位付けが行われます。

（1）業種区分

当社が発注する測量・建設コンサルタント等業務の業種区分は、以下の表のとおりです。この中から登録を希望する業種区分を選んで申請していただきます。

これ以外の業種区分については受付けていません。

当社が発注する測量・建設コンサルタント等業務の業種区分

業種区分	発注に係る主な業務内容
地質・土質調査	地質調査、土質調査、物理探査
測量	地形測量、航空測量、路線測量、用地測量、海底地形測量、その他の測量（三角測量、水深測量を含む。）
土木設計	道路設計、鉄道設計、トンネル設計、橋梁設計、その他の土木設計、施工方法及び施工設備等の各種検討
海中構造物設計	海上作業足場、船足場、海中鉄構、浮桟橋等の海中構造物又はこれに類するものの設計
機械・船舶設計	機械設計（建築設計に含まれるものを除く。）、船舶設計（小型船舶、作業船又はこれに類するものの設計）、設備設計（建築設計に含まれるものを除く。）
建築設計	建築設計（建築工事に付随する機械、電気、設備、造園等の設計及び鉄塔設計を含む。）
造園緑化設計	インターチェンジ、休憩施設、環境施設帯、のり面、路傍等の造園緑化設計
その他の調査・設計	上記のいずれにも属さない調査・設計（交通量調査、経済調査、環境調査、補償調査、電気・通信設計、各種点検又は計測、各種試験又は研究等）
現場技術業務	道路、鉄道、トンネル、橋梁、建築等の工事の現場技術業務、その他の現場技術業務

（2）総合点数の算定方法

下記Ａ～Ｄの４項目につき、点数を付与します。（300 点満点）

総合点数 ＝ ３×Ａ＋Ｂ＋５×Ｃ＋Ｄ

Ａ ＝ 年間平均実績高の点数（10～30 点）

Ｂ ＝ 自己資本額の点数　　（10～30 点）

Ｃ ＝ 有資格者数の点数　　（10～30 点）

Ｄ ＝ 営業年数の点数　　（10～30 点）

《審査（C有資格者数の点数対象）となる資格》

業種	X	Y
地質・土質調査	技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。)又は応用理学部門(選択科目を「地質」とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者 　総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目(記載のない部門は全ての選択科目)とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
測量	測量法(昭和24年法律第188号)による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）
土木設計	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を「流体機器（又は流体工学）」、「交通・物流機械及び建設機械」、「機構ダイナミクス・制御」又は「機械設計」とするものに限る。)、電気電子部門、建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学（又は農業土木）」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、情報工学部門又は応用理学部門(選択科目を「地質」とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者 　総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目(記載のない部門は全ての選択科目)とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者	建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を１級の土木施工管理とするものに合格した者並びに一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者

業種	X	Y
海中構造物設計	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」、「土質及び基礎」又は「港湾及び空港」とするものに限る。)とするもの合格し、同法による登録を受けている者 　総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目(記載のない部門は全ての選択科目)とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者	
機械・船舶設計	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を「流体機器（又は流体工学）」、「交通・物流機械及び建設機械」、「機構ダイナミクス・制御」又は「機械設計」とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者 　総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目(記載のない部門は全ての選択科目)とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者	
建築設計	建築士法(昭和25年法律第202号)による構造設計1級建築士証の交付を受けている者、設備設計1級建築士証の交付を受けている者、同法による1級建築士の免許を受けている者（構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者を除く。）	建築士法による2級建築士の免許を受けている者（1級建築士の免許を受けている者を除く）

業種	X	Y
造園緑化設計	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「都市及び地方計画」又は「道路」とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者 　総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目(記載のない部門は全ての選択科目)とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者	建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の造園施工管理とするものに合格した者
その他の調査・設計	技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門、情報工学部門及び環境部門とするものに合格し、同法による登録を受けている者 　総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目（記載のない部門は全ての選択科目）とするものに限る。）に合格し同法による登録を受けている者	計量法(平成4年法律第51号)による計量士(環境計量士(濃度関係)及び環境計量士(騒音・振動関係)に限る。)の登録を受けている者、電気事業法(昭和39年法律第170号)による第１種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による第１種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法(昭和25年法律第197号)による司法書士の登録を受けている者又は一般社団法人日本補償コンサルタンツ協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

業種	X	Y
現場技術業務	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を「交通・物流機械及び建設機械」、「機構ダイナミクス・制御」又は「機械設計」とするものに限る。)、電気電子部門、建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学（又は農業土木）」とするものに限る。)及び森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者 総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目(記載のない部門は全ての選択科目)とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者	建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者、電気事業法による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うＲＣＣＭ資格試験に合格し、登録を受けている者

※業種区分の有資格者数の算定方法

Ｘ欄の資格は有資格者数に５を乗じ、Ｙ欄の資格は有資格者数に２を乗じ、その和に応じた点数を付与することとしています。

※申請者が、外国業者（効力を有する政府調達に関する協定を適用している国等）でその技術者が有する外国の資格を審査対象として申請する場合には、別途国土交通省（不動産・建設経済局国際市場課等）の認定を受ける必要があります。

４．資格認定

資格認定は、提出された資格審査申請書類を基に、それぞれの申請者についての資格認定の適否等の判断を行った後、資格を有すると認定された場合は、「有資格者名簿」に登録し、当社のホームページに掲載します。なお、資格認定通知書は発行しませんので、認定結果及び認定内容については当社ホームページ（以下のアドレス）に掲載される「有資格者公表名簿」にてご確認ください。

公表の内容は、業者番号、商号又は名称、代表者名、本社所在地、総合点数、認定された業務種別及び希望業務内容です。

当社ホームページアドレス（資格審査　ＵＲＬ）

https://www.jb-honshi.co.jp/corp_index/keiyaku/shinsa/

競争参加資格の有効期間（定期受付）：　令和９年4月1日～令和11年3月31日
※定期受付の結果は、令和９年4月1日以降にＨＰ掲載（有資格者公表名簿）
競争参加資格の有効期間（随時受付）：　令和９年5月上旬以降～令和11年3月31日

第３　申請書及び作成の方法

※申請書の作成にあたっては、必ず「第２　登録申請の手順」（２ページ～11 ページ）を確認してください。

１．提出書類

提出書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で作成し、表の順序で、Ａ４版紙ファイルに綴じて提出してください。

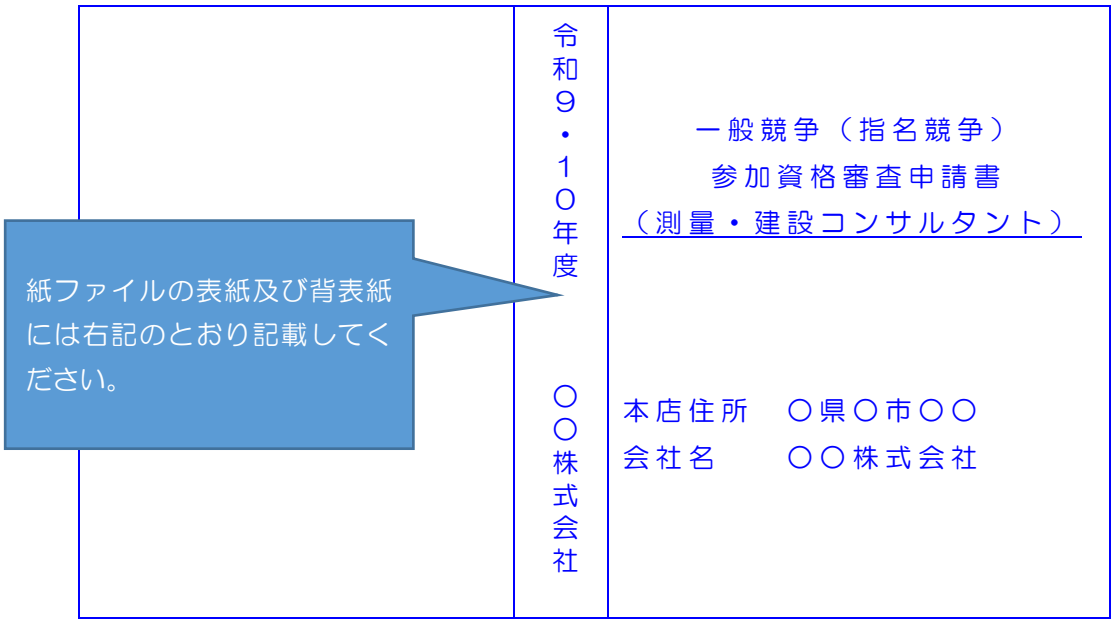
番号	提出書類	備　　考
１	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 （測量・建設コンサルタント等）	様式１ 様式２－１、２－２ 様式３
２	営業所一覧表	様式４
３	技術者経歴書	様式５
４	登記事項証明書の写し	申請者が法人である場合
５	営業上必要な登録証明書の写し	
６	財務諸表（１年分）	
７	納税証明書その２およびその３等（写し）	
８	委任状（行政書士等が代理申請をする場合のみ）	

※　申請者が測量を希望し、かつ測量法に基づく測量業者の登録を受けた者であるときは、測量法第 55 条の８の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しの提出があれば、上記３～６の提出を省略できます。この場合、申請の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、申請の日付によっては、追加の書類の提出を求める場合があります。

※　申請者が建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程による登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、上記３～６の提出を省略できます。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたもの、また、希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合のみとします。この場合、確認印の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、確認印の日付によっては、追加の書類の提出を求める場合があります。

なお、現況報告書の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての技術者経歴書を提出してください。

※　提出書類は、各用紙にインデックス（見出し紙）を付け書類番号順に並べ、市販の紙ファイル（Ａ４版縦）に綴じ込んでください。紙ファイルの表紙には次のように記載してください。紙ファイルの色は自由です。



２．提出書類の記載要領

（１）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）［様式１］

この申請書は、本社（店）で作成して提出してください。従って、申請者は、本社（店）の代表者となります。

項目	記載要領
01　１新規／２更新	初めて当社に申請する場合は「１新規」に〇印を付し、現在又は以前に資格認定を受けている方が令和９・10年度の申請をする場合は、「２更新」に〇印を付してください。
02 受付番号	記載不要
03 業者コード	01で「２更新」に〇印を付した申請者のみ、過去に交付された当社の競争参加資格認定通知書又は有資格者公表名簿に記載されているコード番号（業者番号）を記載してください。 「１新規」に〇印を付した申請者は、空欄としてください。
04 申請者の規模	記載不要

<table>
<tr><td>05 適格組合
証明</td><td>官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第２条第１項第４号に該当する組合については、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。</td></tr>
<tr><td>申請年月日</td><td>提出年月日（発送年月日）を記載してください。</td></tr>
<tr><td>06 本社（店）
郵便番号</td><td>本社（店）所在地の郵便番号を記載してください。</td></tr>
<tr><td>07 法人番号</td><td>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第39条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた場合に国税庁長官から通知された法人番号（13桁）を記載してください。</td></tr>
<tr><td>08 本社（店）
住所</td><td>・登記事項証明書記載の本社（店）住所を記入してください。
・フリガナの欄はカタカナで記載してください。（以下09～11も同様です。）
・都道府県名についてはフリガナを記載しないでください。
・丁目、番地は、「－(ハイフン)」により省略して記載してください。※ビル名や階の記入は不要です。
（例）兵庫県神戸市中央区小野柄通４－１－２２</td></tr>
<tr><td>09 商号又は
名称</td><td>・企業の商号又は名称を記載してください。
・株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いて記載してください。外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要です。
・法人の種類を表す文字については、フリガナは不要です。
<table>
<tr><th>種類</th><th>略号</th><th>種類</th><th>略号</th><th>種類</th><th>略号</th></tr>
<tr><td>株式会社</td><td>（株）</td><td>有限会社</td><td>（有）</td><td>合資会社</td><td>（資）</td></tr>
<tr><td>合名会社</td><td>（名）</td><td>協同組合</td><td>（同）</td><td>協業組合</td><td>（業）</td></tr>
<tr><td>企業組合</td><td>（企）</td><td>合同会社</td><td>（合）</td><td>有限責任
事業組合</td><td>（責）</td></tr>
<tr><td>経常建設共
同企業体</td><td>（共）</td><td>一般
財団法人</td><td>（一財）</td><td>一般
社団法人</td><td>（一社）</td></tr>
<tr><td>公益
財団法人</td><td>（公財）</td><td>公益
社団法人</td><td>（公社）</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

10 役職・代表者氏名	【役職】 次の役職名の中から一つを選択して記載してください。 ・取締役　・取締役社長　・代表取締役　・代表取締役社長 ・代表取締役副社長　・代表社員　・代表者　・代表理事 ・理事長　・社長　・副社長　・無限責任社員 ・管財人　・会長 ※個人、代表執行役若しくは該当がない場合には「代表者」を選んでください。 【代表者氏名】 氏名については、姓と名前の間は１文字分あけてください。（以下11も同様です。） 外国事業者が申請する場合には、日本における代表者を記載してください。
11 担当者氏名	申請者の職員のうち申請内容を把握されている方（当社からの当該申請についての質問に答えられる方）を記載してください。
12 本社（店）電話番号～ 14 本社（店）FAX番号	各欄について、市外局番から番号を記載してください。各欄の市外局番、市内局番及び番号には、「－(ハイフン)」で区切り、（　）は用いないで記載してください。 （例）078－291－1035
15 電子入札用ＩＣカードの登録番号	記載不要
16 メールアドレス	契約を担当する部署のメールアドレスを記載してください。
17 申請代理人	行政書士等が代理申請する場合のみ記載してください。 なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を作成し提出する場合は本欄への記載及び委任状は不要です。 ※本欄を使用して代理申請を行う場合には、申請者（代表者）から申請代理人への委任状を添付してください。

<table>
<tr><td>18 登録を受けている事業</td><td>下表の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載してください。なお、記載する場合においては、<u>該当する登録証明書等の写しを添付してください。</u>

<table><tr><th>登録事業名</th><th>要件</th></tr><tr><td>測量業者</td><td>測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合</td></tr><tr><td>建築士事務所</td><td>建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合</td></tr><tr><td>建設コンサルタント</td><td>建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条による登録を受けている場合</td></tr><tr><td>地質調査業者</td><td>地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条による登録を受けている場合</td></tr><tr><td>補償コンサルタント</td><td>補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条による登録を受けている場合</td></tr><tr><td>不動産鑑定業者</td><td>不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合</td></tr><tr><td>土地家屋調査士</td><td>土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第８条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が２人以上所属しているときは、１人のみ記載してください）</td></tr><tr><td>司法書士</td><td>司法書士法（昭和25年法律第197号）第８条による登録を受けている場合（司法書士が２人以上所属しているときは、１人のみ記載してください）</td></tr><tr><td>計量証明事業者</td><td>計量法（平成４年法律第51号）第107条による登録を受けている場合</td></tr></table>その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等を空白の欄に記載してください。</td></tr>
<tr><td>19 設立年月日</td><td>登記事項証明書記載の設立年月日（西暦）を記入してください。（個人の場合は記載不要）</td></tr>
</table>

20 みなし大企業	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）の場合に「□下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、上記に該当しない場合は「□該当しない」にチェックを入れてください。

（2）実績・有資格者調書［様式２－１］

① 「21 測量等実績高」の各欄については、以下により記載してください。

イ ［様式２－１］の「② 直前２年度分決算」、「③ 直前１年度分決算」及び「④ 直前２カ年間の年間平均実績高」各欄には、「① 競争参加資格希望業種区分」の各業種区分のうち、**希望する業種区分ごとに実績高を記載してください**（実績高は、当社との契約の実績に限りません）。

ロ 「③ 直前１年度分決算」とは、審査基準日直前に確定した決算を含む過去１年間の決算を、「② 直前２年度分決算」とは、直前１年度分決算の前の１年間の決算をそれぞれいいます。また、個人企業から会社組織に移行した場合や他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限ります。）を含めた実績を記載してください。

「④ 直前２ヶ年間の年間平均実績高」とは、両決算に基づき算定した年間平均実績高（両決算の合計を２で除して得た数値であり、千円未満四捨五入。ただし、縦列の合計が合わない場合は、いずれかの業種区分で端数調整。）をそれぞれいいます。

なお、決算が１事業年度１回の場合には、「②直前２年度分決算」及び「③直前１年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載してください。

ハ 各々の金額については、**消費税を含まない額**とします。

また、希望する業種以外の業種の実績高は「その他」の欄にその額を記載してください。

なお、実績がない業種を希望する場合には「０」を記載してください。

また、「その他」の欄には、調査等以外の建設工事及び物品の販売等の兼業売上高は含まれません。

（例）直前２ヶ年間の年間平均実績高

「地質・土質調査」、「測量」及び「土木設計」の３業種を希望する場合

「地質・土質調査」　　実績なし

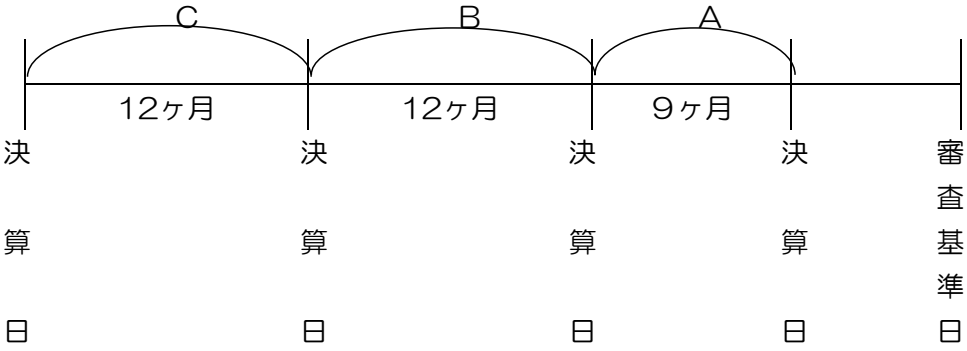
「測量」　　5,265,000 円

「土木設計」　　23,100,000 円

①　競争参加資格 希望業種区分	④　直前２カ年間の 年間平均実績高（千円）										
1. 地質・土質調査											0
2. 測　　量								5	2	6	5
3. 土木設計							2	3	1	0	0

二　審査基準日直前２ヶ年の間に創業や営業年度の変更等があった場合は、以下の例により算定してください。

（例１）営業年度を変更したため、審査基準日の直前２ヶ年間に含まれる各営業年度月数の合計が 24 ヶ月間に満たない場合。



直前２年の各営業年度の合計月数・・・・（Ａ＋Ｂ＝21 カ月）

不足月数　　24－21＝３ヶ月

計算式　$\frac{A+B+(C\times 3/12)}{2}$　　＝直前２ヶ年間の年間平均実績高

（例２）新規に営業を開始したことにより合計月数が 24 ヶ月に満たない場合

各営業年度の実績高の合計額×１／２＝直前２ヶ年間の年間平均実績高

（例３）個人企業から法人企業に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併した場合

⇒移行前企業又は吸収合併前の各企業の契約実績（ただし、現企業の主として請負う業種と同業種の契約実績に限ります。）も実績高に含める。

② 「22　有資格者数（人）」欄については、下記により、当社が指定する有資格者の範囲に従い、資格の欄に審査基準日（直前決算の終了日）における該当職員数を記載してください。なお、１人で２以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上してください。

ただし、１人で同一種類である１・２級、士・士補の資格を有している場合は上位のもののみ計上してください。また、技術士の人数記載欄については、上段に技術士の数を、下段には総合技術監理部門の数を記載してください。

１級建築士の免許を受けている者が、構造設計１級建築士証又は設備設計１級建築士証の交付を受けている者である場合は、１級建築士欄には数えないでください。構造設計、設備設計両方交付されている者は、それぞれ重複して記載してください。

※　登録しようとする業種区分に応じて総合点数の審査対象となる資格は、8 ページの表のとおりです。総合点数の審査対象となる資格に該当するかどうかについては、選択科目等の制限があります（「22　有資格者数」欄に記載されている有資格者が、全て総合点数の審査対象となるわけではありません。）

※　友好・協力関係にある別企業の職員を、混同して記載される方が見受けられます。「30　常勤職員の数」欄も同様ですが、あくまで自社の職員数のみを記載してください。申請書類の虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消される場合がありますので、注意してください。

ア	構造設計１級建築士	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による構造設計 1 級建築士証の交付を受けている者
イ	設備設計１級建築士	建築士法による設備設計１級建築士証の交付を受けている者
ウ	１級建築士	建築士法による１級建築士の免許を受けた者（構造設計１級建築士証又は設備設計１級建築士証の交付を受けている者を除く）
エ	２級建築士	建築士法による２級建築士の免許を受けた者（１級建築士の免許を受けた者を除く。）
オ	１級土木施工管理技士	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による技術検定のうち検定種目を１級の土木施工管理とするものに合格した者
カ	２級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を２級の土木施工管理とするものに合格した者
キ	測量士	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による測量士の登録を受けている者
ク	測量士補	測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）
ケ	環境計量士	計量法（平成４年法律第 51 号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者

コ	不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）による不動産鑑定士の登録を受けている者
サ	不動産鑑定士補	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者
シ	土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）による土地家屋調査士の登録を受けている者
ス	司法書士	司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）による司法書士の登録を受けている者
セ	技術士 （建設部門）	技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格し、同法による登録を受けている者
ソ-ⓐ	建設部門ⓐ	技術士（建設部門）のうち選択科目が「鋼構造及びコンクリート」、「土質及び基礎」又は「港湾及び空港」とする者の数
ソ-ⓑ	建設部門ⓑ	技術士（建設部門）のうち選択科目が「都市及び地方計画」又は「道路」とする者の数
タ	技術士 （農業部門）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を農業部門（選択科目を「農業農村工学（又は農業土木）」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
チ	技術士 （森林部門）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者
ツ	技術士 （上下水道部門）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門とするものに合格し、同法による登録を受けている者
テ	技術士 （電気電子部門）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門とするものに合格し、同法による登録を受けている者
ト	技術士 （機械部門）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を「流体機器（又は流体工学）」、「交通・物流機械及び建設機械」、「機構ダイナミクス・制御」又は「機械設計」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
ト-ⓐ	機械部門ⓐ	技術士（機械部門）のうち、選択科目が「流体機器（又は流体工学）」とする者の数
ナ	技術士 （環境部門）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を環境部門とするものに合格し、同法による登録を受けている者
ニ	技術士 （情報工学部門）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を情報工学部門とするものに合格し、同法による登録を受け

		ている者
ヌ	技術士（地質調査）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
ヌ-ⓐ	地質調査ⓐ	技術士法による第二次試験のうち技術部門を応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
ネ	地質調査技士	一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
ノ	ＲＣＣＭ	一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うＲＣＣＭ資格試験に合格し、登録を受けている者
ハ	１級造園施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を１級の造園施工管理とするものに合格した者
ヒ	補償業務管理士	一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者
フ	第１種電気主任技術者	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による第１種電気主任技術者免状の交付を受けている者
ヘ	第１種伝送交換主任技術者	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）による第 1 種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者
ホ	線路主任技術者	電気通信事業法による線路主任技術者資格者証の交付を受けている者

（3）「8．その他の調査・設計」の希望する業務の内容［様式２－２］

①「その他の調査・設計」の希望する業務の内容について

「その他の調査・設計」の申請をする場合は、「希望する業務の内容」を、希望する順に業務の内容のコード番号を用いて表に記載してください。「希望する業務の内容」は、必ず１つ以上希望してください。

（4）23　建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門［様式３］

①「23　建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄には、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門について、下表の登録部門に**対応する番号に○印を付してください。**

建設コンサルタント業務

番号	登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門
１	河川、砂防及び海岸・海洋	８	農業土木	１５	土質及び基礎
２	港湾及び空港	９	森林土木	１６	鋼構造及びｺﾝｸﾘｰﾄ
３	電力土木	１０	水産土木	１７	トンネル
４	道路	１１	廃棄物	１８	施工計画、施工設備及び積算
５	鉄道	１２	造園	１９	建設環境
６	上水道及び工業用水道	１３	都市計画及び地方計画	２０	機械
７	下水道	１４	地質	２１	電気電子

補償コンサルタント業務

番号	登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門
２２	土地調査	２５	機械工作物	２８	補償関連
２３	土地評価	２６	営業補償・特殊補償	２９	総合補償
２４	物件	２７	事業損失		

②「24　自己資本額」の各欄については、次により記載してください。

イ　「株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載してください。（有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額）

外資系企業の場合には、「① 株主資本」の合計欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記載してください。組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載してください。

併せて、「① 株主資本」欄の合計欄の上段（ ）内に払込資本金の額を内数で記載してください。

個人にあっては、「⑤ 計」欄に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載してください。

個人（青色申告）の方は、確定申告控えにある貸借対照表から、（事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額）－事業主貸で出た金額を個人事業者における「株主資本」とします。その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表にないため、そのまま右下（P）も同じ金額が入ります。個人（白色申告）の方は、確定申告書の控えから確認できないため、自己資本額は「０」での申請となります。

※白色申告の個人が青色申告にある貸借対照表のフォームを用いて任意で貸借対照表を作成した場合には、それをもとに自己資本額を記入してください。

ロ　「 評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載してください。

ハ　「③ 新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載してください。

二　「④ 株式引受権」欄には、株式引受権があった場合にはその額を記載してください。

③「25 損益計算書」、「26　貸借対照表」及び「27　経営比率」欄は記入不要です。

④「28　外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分番号（1，2，3のいずれか）に○印を付するとともに、［　］内に外国名を、（　）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。
なお、「2　日本国籍会社（比率１００％）」とは、１００％外国資本の会社を、「3　日本国籍会社」とは、一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

⑤「29　営業年数等」の「④　営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間（当該事業を中断した期間を除く。）を記載してください。（1年未満切捨て）
また、組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創設時をとることができます。また、吸収合併の場合には、存続会社の営業年数とし、新設合併の場合は消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとします。

⑥「30　常勤職員の数」の「①　技術職員」及び「②　事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③　その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載してください。また、「④　計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤　役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載してください。なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいいます。
※　友好・協力関係にある別企業の職員を、混同して記載される方が見受けられます。「22　有資格者数」欄も同様ですが、あくまで自社の職員数のみを記載してください。

（5）営業所一覧表［様式4］

営業所一覧表は申請日現在で作成してください。記載事項が1枚で終わらない場合には、同一の様式を用いて引き続き延長して記載してください。

①「番号」欄には、1から連番を記載してください。

②「営業所名称」欄には、常時契約を締結する本社（店）又は支店・営業所等の名称を記載してください。支店の場合、下記のように名称欄には、商号又は名称を省いてください。

（例）本四設計（株）神戸支店の場合　→「神戸支店」と記載

③「郵便番号」欄には、枠内に郵便番号を記載してください。

④「所在地」欄には、本社（店）又は支店等営業所の所在地を都道府県名から記載してください。また、丁目、番地は「－（ハイフン）」により省略して記載してください。ビル名や階の記入は不要です。

（例）兵庫県神戸市中央区小野柄通４－１－２２

⑤「電話・ＦＡＸ番号」欄には、上段に電話番号を、下段にＦＡＸ番号をそれぞれ記載し、市外局番、市内局番及び番号は「－（ハイフン）」で区切って記載ください。　（例）078-291-1035

（注）存在しない架空の営業所等を記載した場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、資格を取り消すことがありますので、ご注意ください。

（６）技術者経歴書［様式５］

［様式２］「22　有資格者数」に記載した資格を有する者は、必ず記載してください。なお、記載事項が１枚で終わらない場合には、同一の様式を用いて引き続き延長して記載してください。

①　経歴書は「土木」「建築」「設備」又は職種の各別に作成してください。

②　「氏名」欄には、営業所（本社（店）又は支店若しくは常時契約を締結する事務所）ごとにまとめて記載し、その直前の氏名欄に（　）書きで当該営業所名を記載してください。

③　「法令による免許等」欄には、業務に関し、法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載してください。

（例：○○建築士、○○土木施工管理技士）

④　「実務経歴」欄には、最近のものから記載し、純粋に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載してください。

（７）登記事項証明書の写し

登記事項証明書とは、法務局等に登記された商業登記簿法（昭和 38 年法律第 125 号）第６条第５号から第９号までに掲げるもののいずれかの謄本をいいます。登記事項証明書の写しについては、法人の方が申請する場合に提出してください。（発行官署の証明年月日から３ヶ月以内のもの）

（８）営業上必要な登録証明書の写し

営業上必要な登録証明書の写しです。なお、競争参加を希望しない調査等の業種に係るものは提出する必要はありません。登録証明書等とは、登録官署が発行する証明書をいい、営業に関し、法律上必要とする登録証明書には、次のようなものがあります。

一　測量業者登録証明書

二　建築士事務所登録証明書

三　土地家屋調査士登録証明書
四　不動産鑑定業者であることを証する書面
五　計量証明事業者登録証明書

※　また、当社への希望業務種別のうち、測量及び建築設計を希望される方は、それぞれ、測量法第 55 条、建築士法第 23 条による登録が必要であり、申請の際に測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書が各々必要となります（前記に係る登録を受けていない方は、当該業務の申請を希望することはできません。）。
※　上記登録証明書については、それぞれの発行官公署において定められた様式によるものとし、証明年月日が申請書提出時の３か月以内のものとしております。

（9）財務諸表類

申請日直前の事業年度分の財務諸表（1 年分）を提出してください。なお、資格審査受付期間中に審査基準日を含む 1 年の事業（営業）年度の財務諸表類の調整が完了しない場合には、直前 1 年の事業（営業）年度の前年度の財務諸表類を提出してください。

〇法人の場合・・・　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表
〇個人の場合・・・　貸借対照表、損益計算書（または、これらに類する書類）

（10）納税証明書

① 納税証明書の様式

【納税証明書その２】※令和９・１０年度資格審査より、提出が必須となります。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第９号書式その２	「申告所得税及び復興特別所得税」（個人）、「法人税」（法人）についての所得金額の証明	◎	◎
法人税の申告に関する申出書	新設法人等の理由により、「別紙第９号書式その２」が取得できない場合に提出		△
所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書	納付すべき税額がない等の理由により、「別紙第９号書式その２」が取得できない場合に提出	△	

【納税証明書その３】

次の様式のうち、いずれか１枚（写し）を提出してください。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の２	「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の３	「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙第９号書式その３	「申告所得税及び復興特別所得税」（個人）、「法人税」（法人）、「消費税及び地方消費税」（個人及び法人）について未納の税額のないことの証明書	○	○

【注意事項】

※できる限り、「◎」のついた証明書を添付してください。

※「△」のついた証明書は「別紙９号書式その２」が取得できない場合のみ提出してください。

※「○」のついた証明書は税目単位の証明書ですので、２枚必要になります。

② 納税証明書の対象

【納税証明書その２】

個人： 申告所得税及び復興特別所得税

法人： 法人税

【納税証明書その３等】

個人： 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

法人： 法人税、消費税及び地方消費税

③ 有効な納税証明書年月日

証明年月日が申請書提出時以前の３か月以内のもの

※ ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更正計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

（11）委任状（行政書士等が代理申請をする場合のみ）

行政書士等の代理人による代理申請を行う場合は「委任状」が必要となります。

委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人（代表者）から申請代理人への委任状の提出が必要です。委任状は、次の条件を満たすものの「正本」を提出してください。

【委任状の条件】

①委任状の日付が申請日から３か月以内のものであること。

②委任の範囲が具体的に記載してあること。

③受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。

④委任者・受任者の氏名、住所の記載があること。

（12）外国事業者が申請する場合の提出書類等

① 申請書の「08　本社（店）住所」欄には、本社（店）の所在する国名及び所在地を記載してください。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載してください。

② 登記事項証明書及び納税証明書については、証明書等に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行書面を提出してください。

③ 提出する書類等について、外国語で記載された事項については日本語訳文を添付してください。

④ 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載してください。

第４．変更事項の届出方法等

１．申請事項の変更等の届出

申請書類の提出後又は有資格者として認定された後に、下記の変更等が生じた場合には、速やかに「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届」及び添付書類により届け出てください。

「変更届」様式については、当社ホームページよりダウンロードしてください。
https://www.jb-honshi.co.jp/corp_index/keiyaku/shinsa/

（１）申請者又は有資格者として認定された方が次に該当した場合

① 死亡したとき
② 法人が合併等により消滅したとき
③ 法人が破産により解散したとき
④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき
⑤ 廃業したとき（一部廃業を含む）
⑥ 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者になったとき
⑦ 営業に関し法律上必要な資格等を有しない者となったとき

（２）申請者又は有資格者として認定された方が次の事項を変更した場合

区分	変　更　事　項	添　付　書　類
法人	本社（店）住所	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）
	商号又は名称	
	本社（店）代表者の氏名	
	本社（店）の電話番号又はFAX番号	不要
	許可・登録の状況	登録等の証明書の写し
	営業所名、住所、電話及びFAX番号	不要
	営業所の新設	営業所名、住所等を確認できるもの（登記事項証明書、登録等の変更届の写し等）
	営業所の閉鎖	不要
個人	住所	住民票の写し
	氏名	戸籍謄本（又は抄本）（写しでも可）
	電話番号又はＦＡＸ番号	不要
	許可・登録の状況	許可・登録等の証明書の写し

※添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、添付書類等提出日から３ヶ月前までのものを有効とします。
※代表者以外の役員、支店長、営業所長等の変更については、変更届は不要です。

２．変更届の提出先及び提出方法

（１）提出先及び提出方法

下記提出先に、正１部を郵送（書留郵便等）により提出してください（持参不可。）

変更届については、インターネット方式は利用できません。定期の申請をインターネットで行った場合でも、変更届は郵送で行ってください。

※封筒の余白部に朱書きで「競争参加資格申請書変更届在中」と明記してください。

※当社より内容について問い合わせる場合がありますので、申請書類一式の写しを保管しておいてください。

〒６５１－００８８
兵庫県神戸市中央区小野柄通４－１－２２
本州四国連絡高速道路株式会社
経理部　契約課

TEL　０７８－２９１－１０３５（契約課直通）
FAX　０７８－２９１－００２６

※受付時間は土日祝及び年末年始を除く 9:30～12:00 及び 13:00～17:00 です。

（２）注意事項

・受領印の押印、受付確認等の書類の返送は行いません。返信用封筒、葉書等が同封されている場合は破棄いたしますので、あらかじめご了承ください。

また、申請書類の送達に関する電話問い合わせには応じかねますので、受付の確認が必要な場合は、書留、レターパック等追跡可能な郵便を利用してください。

・行政書士が変更届を作成した場合は、欄外の余白に行政書士の名義、住所、電話番号を記載してください。また、委任状を併せて提出してください。